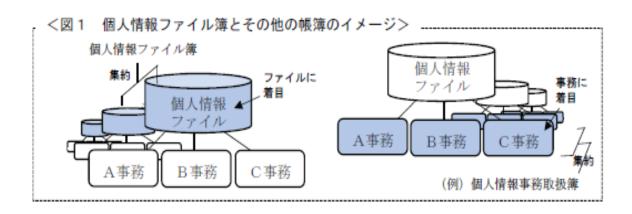
個人情報目録と個人情報ファイル簿について

1 個人情報目録と個人情報ファイル簿の位置付け、趣旨・目的等

項目	個人情報目録	個人情報ファイル簿
位置付け	・ 実施機関は、個人情報を取り扱う業	個人情報ファイルを保有する行政機関
	務を開始しようとするときは、あらか	等の長は、その保有する個人情報ファイル
	じめ個人情報を取り扱う業務の名称	の概要を記載した個人情報ファイル簿を
	等を記載した届出書を提出しなけれ	作成し、公表しなければならない。
	ばならない。	◇個人情報ファイル(個人情報のデータ
	・ 市長は、各実施機関における保有個	ベース)
	人情報の検索に必要な目録を備え、一	① 一定の事務の目的を達成するために
	般の閲覧に供しなければならない。	特定の保有個人情報を電子計算機を用
		いて検索することができるように体系
		的に構成したもの(電子計算機処理に係
		る個人情報ファイル)
		② 一定の事務の目的を達成するために
		氏名、生年月日、その他の記述等により
		特定の保有個人情報を容易に検索する
		ことができるように体系的に構成した
		もの(マニュアル処理に係る個人情報フ
		アイル)
趣旨•目的	市民が自己に関する情報の所在や内	個人情報ファイルの利用に伴う個人の
	容を確認し、積極的に自分の情報に関与	権利利益の侵害の危険性に鑑み、その存在
	することができるようにしている。	及び概要を明らかにすることにより透明
	また、実施機関は、あらかじめ業務ご	性の確保を図り、行政機関における利用目
	との個人情報の取扱目的を明確にし、個	的ごとの保有個人情報の適正な管理に役
	人情報目録に登録することで、目的を超	立てるとともに、本人が自己に関する個人
	えた取扱いを制限するなど、取扱目的ご	情報の利用の実態をより的確に認識する
	との個人情報の適正な取扱いに役立っ	ことができるよう、保有している個人情報
	ている。	ファイルの名称、利用目的、記録項目など
		の個人情報ファイルに関する"あらま
		し"を記載した帳簿として、行政機関ごと
		に一つの個人情報ファイル簿を作成し、公
		表することとされている。

記載事項	個人情報を取り扱う業務の名称、個人	個人情報ファイルの名称、行政機関等の
	情報の利用目的、個人情報の記録項目、	名称、個人情報ファイルが利用に供される
	個人情報の記録の対象範囲、個人情報の	事務をつかさどる組織の名称、個人情報フ
	保有の手段、個人情報の記録形態、個人	ァイルの利用目的、記録項目、記録範囲、
	情報を取り扱う組織の名称	記録情報の収集方法、要配慮個人情報が含
		まれるときはその旨、記録情報の経常的提
		供先、開示請求等を受理する組織の名称及
		び所在地、訂正及び利用停止に関する他の
		法令の規定による特別の手続等、個人情報
		ファイルの種別、行政機関等匿名加工情報
		の提案の募集をする個人情報ファイルで
		ある旨 等
登録•作成	業務単位	個人情報ファイル単位
の単位	627件(令和4年4月30日現在)	人口約6万人規模の市では、3,800
		件程度(※)の個人情報ファイルが存在
		すると想定される。

※ 上表の登録・作成の単位では、人口約6万人規模の市では、3,800件程度の個人情報ファイルが存在すると想定されるとしているが、このうち、個人情報ファイルに含まれる本人の数が政令で定める数(1,000人)以上となる個人情報ファイルが何件となるかは現時点で把握できない。



2 個人情報目録の存廃に係り、考えられるメリット・デメリット

選択肢	メリット	デメリット
個人情報目録を存続	これまでと同様の範囲で、市民が	個人情報目録と個人情報ファイ
し、個人情報ファイ	自己に関する情報の所在や内容を確	ル簿の両方を作成・公表するとな
ル簿と併存させる	認し、自己情報に関与することがで	ると、事務が煩雑で市の機関の業
	きる。ただし、これまでの実際の運	務効率性が低下する。
	用の場面では、個人情報目録の検索	・ 複数の帳簿を公表することで、
	から保有個人情報の開示等請求に至	市民にとっては、検索しにくさや、
	ったケースは見受けられない。	分かりにくさが生じる可能性があ
		る。
個人情報目録は廃止	個人情報ファイル簿のみの作成・	個人情報ファイル簿の作成・公表
し、個人情報ファイ	公表により、市民にとって複数の帳	範囲が現行の個人情報目録(627
ル簿のみとする	簿の分かりにくさは生じないととも	件)より少なくなる可能性もある(上
	に、市の機関にとっては事務の煩雑	表の※参照)。
	はない。	このため、市民が自己に関する情
		報に関与するために検索できる範囲
		が狭められる可能性もある。ただし、
		これまでの実際の運用の場面では、
		個人情報目録の検索から保有個人情
		報の開示等請求に至ったケースは見
		受けられず、個人情報ファイルに替
		わっても同様と考えられる。
個人情報目録は廃止	法定の基準未満も作成・公表する	法定の基準未満の基準をどのよう
し、個人情報ファイ	ことで、市民の自己に関する情報へ	に設定するのかの考え方が難しい。
ル簿のみとするが、	の関与について検索できる範囲が拡	
個人情報ファイル簿	がる。	
は法定の対象(本人	複数の帳簿による分かりにくさ	
の数が 1,000 人以	や、事務の煩雑はない。	
上)外も作成・公表		
する。		
(例 作成・公表の		
対象を 500 人以上に		
する。)		